

下記の質問について、次のとおり回答します。

質問	回答
土地に合わせて建物も借用する場合は、事業用定期借地契約ではなく、借家契約になるのではないのでしょうか。 事業用定期借地契約を締結するためには、建物名義を借地人へと変更する必要があると思われます。 借地契約開始時に建物を名義変更(譲渡等により)することは可能でしょうか。	貸付け当初からの建物譲渡等はいりません。 建物の借用も希望する場合は、土地建物賃貸借契約を締結し、「賃借権」を登記することとします。

令和7年1月28日

我孫子市 商業観光課